

事務事業一元化調書

関市・武儀郡4町村合併協議会

協議項目	7. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い		協議細目					
調整方針								
項目	参 考 資 料							
農業委員会等の現状	1. 農業委員の定数及び任期		平成15年4月1日現在					
	区 分	関市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	計	
	(1) 定 数	25	19	17	17	19	97	
	選挙委員	18	12	10	10	12	62	
	選任委員	2	5	5	5	3	20	
	A 議会推薦	1	5	5	4	3	18	
	B 農業協同組合推薦	1	0	0	1	0	2	
	(2) 任 期	平成17年7月19日	平成17年7月19日	平成17年7月19日	平成17年7月19日	平成17年7月19日		
	定数とは、選挙委員と選任委員の上限の計です。							
	区 分	関市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	合 計	備 考
区域面積 (h a)	10,251	4,008	18,735	6,527	4,932	44,453	国土地理院 (平成13年10月1日)	
農地面積 (h a)	2,219	157	163	300	305	3,144	平成12年度概要調書	
農家戸数 (戸)	2,397	173	106	525	321	3,522	2000年世界農林業 センサス	
報酬 (円)	月 16,000	年 100,000	年 100,000	年 84,000	月 5,000			

事務事業一元化調書

関市・武儀郡4町村合併協議会

項目	参考資料
協議のポイント	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">選 択 肢</div> <div style="flex-grow: 1;"> <ul style="list-style-type: none"> <li style="margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">1つの農業委員会を置く場合（原則）</div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>参考 - 1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">合併特例法第8条の在任特例を適用しない</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 編入する関市の委員の身分に変動はありません ・ 編入される4町村の委員は全員失職します <p>参考 - 2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">合併特例法第8条第1項の在任特例を適用する</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 編入する関市の委員の身分に変動はありません ・ 編入される4町村の選挙による委員は、40人を超えない範囲で編入する関市の農業委員会の委員の残任期間について在任します ・ 40人を超えた場合は選挙による委員の互選となります <p>参考 - 3</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">農業委員会法第34条第1項の特例を適用する</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従前の農業委員会がそのまま存続し、従前の委員が在任します </div> <li style="margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">旧市町村の区域ごとに複数の農業委員会を置く場合</div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>参考 - 4</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">農業委員会法第34条第1項の特例を適用し、平成17.7.20以降同法第3条を適用する</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれの農業委員会の委員がそのまま在任し平成17.7.20以降一般選挙を行います <p>参考 - 5</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">合併特例法第8条第3項の特例を適用する</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併関係市町村（関市・武儀郡4町村）の選挙による委員は、合併後1年を超えない期間、10人以上80人を超えない範囲で在任します ・ 80人を超えた場合は選挙による委員の互選となります <p>参考 - 6</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">農業委員会法第34条第1項を適用し、平成17.7.20以降農業委員会法第3条第2項を適用する</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17.7.19までそれぞれの農業委員会の委員がそのまま在任し、17.7.20以降複数の農業委員会を置く </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">旧市町村の区域によらないで複数の農業委員会を置く場合</div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>参考 - 5</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">合併特例法第8条第3項の特例を適用する</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併関係市町村（関市・武儀郡4町村）の選挙による委員は、合併後1年を超えない期間、10人以上80人を超えない範囲で在任します ・ 80人を超えた場合は選挙による委員の互選となります <p>参考 - 6</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">農業委員会法第34条第1項を適用し、平成17.7.20以降農業委員会法第3条第2項を適用する</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17.7.19までそれぞれの農業委員会の委員がそのまま在任し、17.7.20以降複数の農業委員会を置く </div> </div> </div>

事務事業一元化調書

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料																																																																																				
参考 - 1	<p>1. 一つの農業委員会を置く場合 原則（合併時に関市は在任、武儀郡4町村は全て失職）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">選挙</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">選任</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">計</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">選挙</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">選任</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">計</td> </tr> <tr> <td>関市</td> <td>18</td> <td>2</td> <td>20</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">在任</td> <td>関市</td> <td>18</td> <td>2</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>洞戸村</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>17</td> <td>洞戸村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>板取村</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>15</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">失職</td> <td>板取村</td> <td>失職</td> <td>失職</td> <td></td> </tr> <tr> <td>武儀町</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>15</td> <td>武儀町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上之保村</td> <td>12</td> <td>3</td> <td>15</td> <td>上之保村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>62</td> <td>20</td> <td>82</td> <td></td> <td>計</td> <td>18</td> <td>2</td> <td>20</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">一般選挙</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">選挙</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">選任</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>関市</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">7 以内</td> </tr> <tr> <td>洞戸村</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>板取村</td> <td>）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>武儀町</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上之保村</td> <td>以内</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>30以内</td> <td>7以内</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">任期3年</p> <p style="margin-top: 20px;">一般選挙とは新市全体で行われる選挙 選任委員は議会推薦5名以内、農業協同組合、農業共済組合各1名で計7名以内</p>		選挙	選任	計		選挙	選任	計	関市	18	2	20	在任	関市	18	2	20	洞戸村	12	5	17	洞戸村				板取村	10	5	15	失職	板取村	失職	失職		武儀町	10	5	15	武儀町				上之保村	12	3	15	上之保村				計	62	20	82		計	18	2	20		選挙	選任		関市			7 以内	洞戸村	10		板取村	）		武儀町	30		上之保村	以内			計	30以内	7以内	
	選挙	選任	計		選挙	選任	計																																																																														
関市	18	2	20	在任	関市	18	2	20																																																																													
洞戸村	12	5	17		洞戸村																																																																																
板取村	10	5	15	失職	板取村	失職	失職																																																																														
武儀町	10	5	15		武儀町																																																																																
上之保村	12	3	15		上之保村																																																																																
計	62	20	82		計	18	2	20																																																																													
	選挙	選任																																																																																			
関市			7 以内																																																																																		
洞戸村	10																																																																																				
板取村	）																																																																																				
武儀町	30																																																																																				
上之保村	以内																																																																																				
計	30以内	7以内																																																																																			
参考 - 2	<p>2. 一つの農業委員会を置く場合 在任特例（合併特例法第8条第1項を適用）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">選挙</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">選任</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">計</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">選挙</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">選任</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">計</td> </tr> <tr> <td>関市</td> <td>18</td> <td>2</td> <td>20</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">在任</td> <td>関市</td> <td>18</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>洞戸村</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>17</td> <td>洞戸村</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>板取村</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>15</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">40人以内 で在任</td> <td>板取村</td> <td>40</td> <td>失職</td> </tr> <tr> <td>武儀町</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>15</td> <td>武儀町</td> <td>以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上之保村</td> <td>12</td> <td>3</td> <td>15</td> <td>上之保村</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>62</td> <td>20</td> <td>82</td> <td></td> <td>計</td> <td>58以内</td> <td>2</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">一般選挙</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">選挙</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">選任</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>関市</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">7 以内</td> </tr> <tr> <td>洞戸村</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>板取村</td> <td>）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>武儀町</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上之保村</td> <td>以内</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>30以内</td> <td>7以内</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">任期3年</p> <p style="margin-top: 20px;">任期H17.7.19</p>		選挙	選任	計		選挙	選任	計	関市	18	2	20	在任	関市	18	2	洞戸村	12	5	17	洞戸村			板取村	10	5	15	40人以内 で在任	板取村	40	失職	武儀町	10	5	15	武儀町	以内		上之保村	12	3	15	上之保村			計	62	20	82		計	58以内	2		選挙	選任		関市			7 以内	洞戸村	10		板取村	）		武儀町	30		上之保村	以内			計	30以内	7以内							
	選挙	選任	計		選挙	選任	計																																																																														
関市	18	2	20	在任	関市	18	2																																																																														
洞戸村	12	5	17		洞戸村																																																																																
板取村	10	5	15	40人以内 で在任	板取村	40	失職																																																																														
武儀町	10	5	15		武儀町	以内																																																																															
上之保村	12	3	15		上之保村																																																																																
計	62	20	82		計	58以内	2																																																																														
	選挙	選任																																																																																			
関市			7 以内																																																																																		
洞戸村	10																																																																																				
板取村	）																																																																																				
武儀町	30																																																																																				
上之保村	以内																																																																																				
計	30以内	7以内																																																																																			

事務事業一元化調査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項目	参考資料																																																																																											
参考 - 3	<p>3. 旧市町村の区域ごとに複数の農業委員会を置く場合 在任特例（農業委員会法第34条第1項を適用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>選挙</th> <th>選任</th> <th>計</th> <th>在任</th> <th></th> <th>選挙</th> <th>選任</th> <th>計</th> <th>一般選挙</th> <th></th> <th>選挙</th> <th>選任</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関市</td> <td>18</td> <td>2</td> <td>20</td> <td>→</td> <td>関市</td> <td>18</td> <td>2</td> <td>20</td> <td>→</td> <td>関市</td> <td>18</td> <td>7以内</td> </tr> <tr> <td>洞戸村</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>17</td> <td>→</td> <td>洞戸村</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>17</td> <td>→</td> <td>洞戸村</td> <td>12</td> <td>7以内</td> </tr> <tr> <td>板取村</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>15</td> <td>→</td> <td>板取村</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>15</td> <td>→</td> <td>板取村</td> <td>10</td> <td>7以内</td> </tr> <tr> <td>武儀町</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>15</td> <td>→</td> <td>武儀町</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>15</td> <td>→</td> <td>武儀町</td> <td>10</td> <td>7以内</td> </tr> <tr> <td>上之保村</td> <td>12</td> <td>3</td> <td>15</td> <td>→</td> <td>上之保村</td> <td>12</td> <td>3</td> <td>15</td> <td>→</td> <td>上之保村</td> <td>12</td> <td>7以内</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>62</td> <td>20</td> <td>82</td> <td></td> <td>計</td> <td>62</td> <td>20</td> <td>82</td> <td></td> <td>計</td> <td>62</td> <td>35以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>全市町村の任期H17.7.19 任期3年</p> <p>旧市町村の区域に置かれた委員会がそのまま存続</p>		選挙	選任	計	在任		選挙	選任	計	一般選挙		選挙	選任	関市	18	2	20	→	関市	18	2	20	→	関市	18	7以内	洞戸村	12	5	17	→	洞戸村	12	5	17	→	洞戸村	12	7以内	板取村	10	5	15	→	板取村	10	5	15	→	板取村	10	7以内	武儀町	10	5	15	→	武儀町	10	5	15	→	武儀町	10	7以内	上之保村	12	3	15	→	上之保村	12	3	15	→	上之保村	12	7以内	計	62	20	82		計	62	20	82		計	62	35以内
	選挙	選任	計	在任		選挙	選任	計	一般選挙		選挙	選任																																																																																
関市	18	2	20	→	関市	18	2	20	→	関市	18	7以内																																																																																
洞戸村	12	5	17	→	洞戸村	12	5	17	→	洞戸村	12	7以内																																																																																
板取村	10	5	15	→	板取村	10	5	15	→	板取村	10	7以内																																																																																
武儀町	10	5	15	→	武儀町	10	5	15	→	武儀町	10	7以内																																																																																
上之保村	12	3	15	→	上之保村	12	3	15	→	上之保村	12	7以内																																																																																
計	62	20	82		計	62	20	82		計	62	35以内																																																																																
参考 - 4	<p>4. 合併時に農業委員会法第34条第1項を適用し、平成17.7.20以降同法第3条を適用する。 在任特例（農業委員会法第34条第1項を適用） 原則（一般選挙）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>選挙</th> <th>選任</th> <th>計</th> <th>在任</th> <th></th> <th>選挙</th> <th>選任</th> <th>計</th> <th>一般選挙</th> <th></th> <th>選挙</th> <th>選任</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関市</td> <td>18</td> <td>2</td> <td>20</td> <td>→</td> <td>関市</td> <td>18</td> <td>2</td> <td>20</td> <td rowspan="5">→</td> <td>関市</td> <td rowspan="5">10 ） 30 以内</td> <td rowspan="5">7 以内</td> </tr> <tr> <td>洞戸村</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>17</td> <td>→</td> <td>洞戸村</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>板取村</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>15</td> <td>→</td> <td>板取村</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>武儀町</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>15</td> <td>→</td> <td>武儀町</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>上之保村</td> <td>12</td> <td>3</td> <td>15</td> <td>→</td> <td>上之保村</td> <td>12</td> <td>3</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>62</td> <td>20</td> <td>82</td> <td></td> <td>計</td> <td>62</td> <td>20</td> <td>82</td> <td></td> <td>計</td> <td>30以内</td> <td>7以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>全市町村の任期H17.7.19 任期3年</p>		選挙	選任	計	在任		選挙	選任	計	一般選挙		選挙	選任	関市	18	2	20	→	関市	18	2	20	→	関市	10 ） 30 以内	7 以内	洞戸村	12	5	17	→	洞戸村	12	5	17	板取村	10	5	15	→	板取村	10	5	15	武儀町	10	5	15	→	武儀町	10	5	15	上之保村	12	3	15	→	上之保村	12	3	15	計	62	20	82		計	62	20	82		計	30以内	7以内																
	選挙	選任	計	在任		選挙	選任	計	一般選挙		選挙	選任																																																																																
関市	18	2	20	→	関市	18	2	20	→	関市	10 ） 30 以内	7 以内																																																																																
洞戸村	12	5	17	→	洞戸村	12	5	17																																																																																				
板取村	10	5	15	→	板取村	10	5	15																																																																																				
武儀町	10	5	15	→	武儀町	10	5	15																																																																																				
上之保村	12	3	15	→	上之保村	12	3	15																																																																																				
計	62	20	82		計	62	20	82		計	30以内	7以内																																																																																

事務事業一元化調査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項目	参考資料																																																																				
<p>参考 - 5 複数の委員会を置く場合の例として、右のような組合せにより例示</p>	<p>5. 旧市町村の区域によらないで複数の農業委員会を置く場合 参考例（合併特例法第8条第3項を適用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>選挙</th> <th>選任</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関市</td> <td>18</td> <td>2</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>洞戸村</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>板取村</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>武儀町</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>上之保村</td> <td>12</td> <td>3</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>62</td> <td>20</td> <td>82</td> </tr> </tbody> </table> <p>80人以内で在任</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>選挙</th> <th>選任</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関市</td> <td>18</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>洞戸村 板取村</td> <td>22</td> <td>7以内</td> </tr> <tr> <td>武儀町 上之保村</td> <td>22</td> <td>7以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>任期最長1年以内</p> <p>各農業委員会ごとに選挙委員は10人～80人以内の定数で、選任委員は7人以内 任期は、合併後最長で1年以内</p> <p>一般選挙</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>選挙</th> <th>選任</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関市</td> <td rowspan="4">10 ） 30 以内</td> <td rowspan="4">7 以内</td> </tr> <tr> <td>洞戸村</td> </tr> <tr> <td>板取村</td> </tr> <tr> <td>武儀町</td> </tr> <tr> <td>上之保村</td> <td>30以内</td> <td>7以内</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>30以内</td> <td>7以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>任期3年</p>		選挙	選任	計	関市	18	2	20	洞戸村	12	5	17	板取村	10	5	15	武儀町	10	5	15	上之保村	12	3	15	計	62	20	82		選挙	選任	関市	18	2	洞戸村 板取村	22	7以内	武儀町 上之保村	22	7以内		選挙	選任	関市	10 ） 30 以内	7 以内	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	30以内	7以内	計	30以内	7以内													
	選挙	選任	計																																																																		
関市	18	2	20																																																																		
洞戸村	12	5	17																																																																		
板取村	10	5	15																																																																		
武儀町	10	5	15																																																																		
上之保村	12	3	15																																																																		
計	62	20	82																																																																		
	選挙	選任																																																																			
関市	18	2																																																																			
洞戸村 板取村	22	7以内																																																																			
武儀町 上之保村	22	7以内																																																																			
	選挙	選任																																																																			
関市	10 ） 30 以内	7 以内																																																																			
洞戸村																																																																					
板取村																																																																					
武儀町																																																																					
上之保村	30以内	7以内																																																																			
計	30以内	7以内																																																																			
<p>参考 - 6 複数の委員会を置く場合の例として、右のような組合せにより例示</p>	<p>6. 合併時に旧市町村の区域ごとにそのまま在任し、17年7月20日以降は複数の農業委員会を置く 参考例（合併時に農業委員会法第34条第1項を適用し、17年7月20日以降農業委員会法第3条第2項を適用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>選挙</th> <th>選任</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関市</td> <td>18</td> <td>2</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>洞戸村</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>板取村</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>武儀町</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>上之保村</td> <td>12</td> <td>3</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>62</td> <td>20</td> <td>82</td> </tr> </tbody> </table> <p>在任</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>選挙</th> <th>選任</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関市</td> <td>18</td> <td>2</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>洞戸村</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>板取村</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>武儀町</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>上之保村</td> <td>12</td> <td>3</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>62</td> <td>20</td> <td>82</td> </tr> </tbody> </table> <p>3つの委員会を置く</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>選挙</th> <th>選任</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関市</td> <td>18</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>洞戸村 板取村</td> <td>20以内</td> <td>7以内</td> </tr> <tr> <td>武儀町 上之保村</td> <td>20以内</td> <td>7以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>全市町村の任期H17.7.19 任期3年</p>		選挙	選任	計	関市	18	2	20	洞戸村	12	5	17	板取村	10	5	15	武儀町	10	5	15	上之保村	12	3	15	計	62	20	82		選挙	選任	計	関市	18	2	20	洞戸村	12	5	17	板取村	10	5	15	武儀町	10	5	15	上之保村	12	3	15	計	62	20	82		選挙	選任	関市	18	2	洞戸村 板取村	20以内	7以内	武儀町 上之保村	20以内	7以内
	選挙	選任	計																																																																		
関市	18	2	20																																																																		
洞戸村	12	5	17																																																																		
板取村	10	5	15																																																																		
武儀町	10	5	15																																																																		
上之保村	12	3	15																																																																		
計	62	20	82																																																																		
	選挙	選任	計																																																																		
関市	18	2	20																																																																		
洞戸村	12	5	17																																																																		
板取村	10	5	15																																																																		
武儀町	10	5	15																																																																		
上之保村	12	3	15																																																																		
計	62	20	82																																																																		
	選挙	選任																																																																			
関市	18	2																																																																			
洞戸村 板取村	20以内	7以内																																																																			
武儀町 上之保村	20以内	7以内																																																																			

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料
<p>農業委員会の委員の定数及び任期に関する法令</p>	<p>農業委員会等に関する法律（抄） （設置） 第3条 市町村に農業委員会を置く。ただしその区域内に耕作の目的に供される土地(以下「農地」という。)のない市町村には、農業委員会を置かない。 2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令(1)で定めるものにあつては市町村長は当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。 3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長はその全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。 4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長はその全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。 5 その区域内の、農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は当該市町村に農業委員会を置かないことができる。</p> <p>1 農業委員会等に関する法律施行令（抄） （2以上の農業委員会を置くことができる市町村） 第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が24,000ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7,000ヘクタールを超える市町村とする。</p>

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料												
<p>農業委員会の委員の定数及び任期に関する法令</p>	<p>(選挙による委員)</p> <p>第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令(2)で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。</p> <p>2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。</p> <p>2 農業委員会等に関する法律施行令(抄)</p> <p>(選挙による委員の定数の基準)</p> <p>第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="517 727 1944 1050"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="517 727 1805 762">区 分</th> <th data-bbox="1805 727 1944 762">定数の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="517 762 562 943">1</td> <td data-bbox="562 762 1805 943">(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール(北海道にあっては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会</td> <td data-bbox="1805 762 1944 943">20人以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 943 562 978">2</td> <td data-bbox="562 943 1805 978">1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会</td> <td data-bbox="1805 943 1944 978">30人以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 978 562 1050">3</td> <td data-bbox="562 978 1805 1050">その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会</td> <td data-bbox="1805 978 1944 1050">40人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(選任による委員)</p> <p>第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事(経営管理委員会を置く農業協同組合にあっては、理事又は経営管理委員)各1人 二 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内 	区 分		定数の基準	1	(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール(北海道にあっては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会	20人以下	2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下	3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下
区 分		定数の基準											
1	(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール(北海道にあっては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会	20人以下											
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下											
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下											

事務事業一元化調査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料
<p>農業委員会の委員の定数及び任期に関する法令</p>	<p>(委員の任期)</p> <p>第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日からそれぞれ起算する。</p> <p>(境界の変更の場合の特例)</p> <p>第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。</p> <p>2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなった市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなった区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。</p>

事務事業一元化調書

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料
<p>農業委員会の委員の定数及び任期に関する法令</p>	<p>市町村合併の特例に関する法律（抄） （農業委員会の委員の任期等に関する特例）</p> <p>第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で、当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあっては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。</p> <p>一 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後一年を超えない範囲で当該協議で定める期間</p> <p>二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間</p> <p>2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じてその定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。</p> <p>3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は、同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。</p> <p>この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は新たに設置された合併市町村とみなす。</p>

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参	考	資																																																																																																		
市町村名	山県市	ひらなみ市	瑞穂市																																																																																																		
特例の方式	在任特例	在任特例	在任特例																																																																																																		
調整方針	新市に1つの農業委員会を置き、3町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後平成15年9月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。	新市に1つの農業委員会を置き、3町の選挙で選任された農業委員であった者は市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項1号の規定を適用し、合併後1年間は引き続き新市の農業委員の選挙による委員として在任する。 ・選挙による委員の定数は30人 ・選挙区は3選挙区とする。	新市に1つの農業委員会を置き、農業委員会等に関する法律第7条の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 ・新市の選挙による委員の定数は20人 ・選任による委員の定数は4人																																																																																																		
合併期日	平成15年4月1日	平成16年3月29日	平成15年5月1日																																																																																																		
合併の方式	新設合併	新設合併	新設合併																																																																																																		
旧町村等の農業委員会定数	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">旧町村名</th> <th colspan="3">委員定数</th> </tr> <tr> <th>選挙</th> <th>選任</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高富町</td> <td>16</td> <td>6</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>伊自良村</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>美山町</td> <td>10</td> <td>7</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>36</td> <td>16</td> <td>52</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>旧町村名</th> <th>委員長</th> <th>委員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高富町</td> <td></td> <td>年172,000</td> </tr> <tr> <td>伊自良村</td> <td></td> <td>日 7,500</td> </tr> <tr> <td>美山町</td> <td></td> <td>月 8,500</td> </tr> </tbody> </table> 調整結果 委員長 16,000円 委員 15,000円	旧町村名	委員定数			選挙	選任	計	高富町	16	6	22	伊自良村	10	3	13	美山町	10	7	17	計	36	16	52	旧町村名	委員長	委員	高富町		年172,000	伊自良村		日 7,500	美山町		月 8,500	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">町村名</th> <th colspan="3">委員定数</th> </tr> <tr> <th>選挙</th> <th>選任</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海津町</td> <td>15</td> <td>7</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>平田町</td> <td>15</td> <td>4</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>南濃町</td> <td>16</td> <td>4</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>46</td> <td>15</td> <td>61</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>旧町村名</th> <th>委員長</th> <th>委員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海津町</td> <td>月16,500</td> <td>月15,400</td> </tr> <tr> <td>平田町</td> <td>月13,000</td> <td>月11,000</td> </tr> <tr> <td>南濃町</td> <td>月14,500</td> <td>月12,000</td> </tr> </tbody> </table> 調整結果 委員長 16,500円 委員 15,400円	町村名	委員定数			選挙	選任	計	海津町	15	7	22	平田町	15	4	19	南濃町	16	4	20	計	46	15	61	旧町村名	委員長	委員	海津町	月16,500	月15,400	平田町	月13,000	月11,000	南濃町	月14,500	月12,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">旧町村名</th> <th colspan="3">委員定数</th> </tr> <tr> <th>選挙</th> <th>選任</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>穂積町</td> <td>15</td> <td>4</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>巢南町</td> <td>15</td> <td>6</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>30</td> <td>10</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>旧町村名</th> <th>委員長</th> <th>委員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>穂積町</td> <td>年103,000</td> <td>年 88,000</td> </tr> <tr> <td>巢南町</td> <td>日 9,800</td> <td>日 8,700</td> </tr> </tbody> </table> 調整結果 委員長 年117,600円 委員 年104,400円	旧町村名	委員定数			選挙	選任	計	穂積町	15	4	19	巢南町	15	6	21	計	30	10	40	旧町村名	委員長	委員	穂積町	年103,000	年 88,000	巢南町	日 9,800	日 8,700
旧町村名	委員定数																																																																																																				
	選挙	選任	計																																																																																																		
高富町	16	6	22																																																																																																		
伊自良村	10	3	13																																																																																																		
美山町	10	7	17																																																																																																		
計	36	16	52																																																																																																		
旧町村名	委員長	委員																																																																																																			
高富町		年172,000																																																																																																			
伊自良村		日 7,500																																																																																																			
美山町		月 8,500																																																																																																			
町村名	委員定数																																																																																																				
	選挙	選任	計																																																																																																		
海津町	15	7	22																																																																																																		
平田町	15	4	19																																																																																																		
南濃町	16	4	20																																																																																																		
計	46	15	61																																																																																																		
旧町村名	委員長	委員																																																																																																			
海津町	月16,500	月15,400																																																																																																			
平田町	月13,000	月11,000																																																																																																			
南濃町	月14,500	月12,000																																																																																																			
旧町村名	委員定数																																																																																																				
	選挙	選任	計																																																																																																		
穂積町	15	4	19																																																																																																		
巢南町	15	6	21																																																																																																		
計	30	10	40																																																																																																		
旧町村名	委員長	委員																																																																																																			
穂積町	年103,000	年 88,000																																																																																																			
巢南町	日 9,800	日 8,700																																																																																																			

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参	考	資 料																																																																		
市町村名	郡上郡町村合併協議会	飛騨4町村合併協議会	飛騨地域合併協議会																																																																		
特例の方式	在任特例	在任特例																																																																			
調整方針	<p>新市に八幡町・美並村・明宝村・和良村の区域、大和町・白鳥町・高鷲村を区域とした2つの農業委員会を置く。 7ヶ市町村の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項の規定を適用し、合併後1年間従前の委員が引き続き新市の農業委員会委員として在任する。</p>	<p>新市に1つの農業委員会を置き、4町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後平成16年6月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p>	未提案																																																																		
合併の期日	平成16年3月1日	平成16年2月1日	平成17年2月1日																																																																		
合併の方式	新設合併	新設合併	編入合併																																																																		
農業委員会定数(現行)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">町村名</th> <th colspan="3">委員定数</th> </tr> <tr> <th>選挙</th> <th>選任</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八幡町</td> <td>16</td> <td>6</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>大和町</td> <td>14</td> <td>4</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>白鳥町</td> <td>20</td> <td>3</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>高鷲村</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>美並村</td> <td>15</td> <td>5</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>明宝村</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>和良村</td> <td>15</td> <td>4</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>102</td> <td>29</td> <td>131</td> </tr> </tbody> </table> <p>調整結果・・・調整中</p>	町村名	委員定数			選挙	選任	計	八幡町	16	6	22	大和町	14	4	18	白鳥町	20	3	23	高鷲村	10	2	12	美並村	15	5	20	明宝村	12	5	17	和良村	15	4	19	計	102	29	131	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">町村名</th> <th colspan="3">委員定数</th> </tr> <tr> <th>選挙</th> <th>選任</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>古川町</td> <td>16</td> <td>3</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>河合村</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>宮川村</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>神岡町</td> <td>12</td> <td>4</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>48</td> <td>11</td> <td>59</td> </tr> </tbody> </table>	町村名	委員定数			選挙	選任	計	古川町	16	3	19	河合村	10	2	12	宮川村	10	2	12	神岡町	12	4	16	計	48	11	59	
町村名	委員定数																																																																				
	選挙	選任	計																																																																		
八幡町	16	6	22																																																																		
大和町	14	4	18																																																																		
白鳥町	20	3	23																																																																		
高鷲村	10	2	12																																																																		
美並村	15	5	20																																																																		
明宝村	12	5	17																																																																		
和良村	15	4	19																																																																		
計	102	29	131																																																																		
町村名	委員定数																																																																				
	選挙	選任	計																																																																		
古川町	16	3	19																																																																		
河合村	10	2	12																																																																		
宮川村	10	2	12																																																																		
神岡町	12	4	16																																																																		
計	48	11	59																																																																		